障害者自立支援法の改正案

~ これまでの展開と今後について

前号で障害者自立支援法の改正案が示されたことについて少し触れていますが、その後2月末の与党厚生労働部門会議において、障害者自立支援法の改正案が了承され、同法の廃止については見送られる模様です。政府では現行国会に法案を提出して、平成25年4月での施行を目指しております。

厚生労働省では、新法の制定ではサービス事業者の指定をすべてやり直さなければならないなど、事務手続き等が煩雑になりすぎることへの懸念から、現行法の改正という形をおこない、実質上は(現行法の)廃止に等しいものとしています。

法案の内容を確認してみると、基本理念のなかに、可能な限り障害者の社会参加の機会を確保するという「共生社会の実現」を盛り込まれました。その一方で、政府障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が出した提言に含まれている、サービス利用料の原則無料化は見送られています。また、とりわけ注目されているのが、障害程度区分の廃止が先送りになったことです。

これまで障害程度区分については、その人の生活の実態や意向が、サービス内容にうまく反映されにくい状況がありました。さきの提言でも、障害程度区分ではなくて、当事者の意向を尊重することが含まれています。

この議論の背景には、現行支援法が成立する際に、介護保険制度を意識したところから、障害程度区分が設定されたという経緯があります。現行法は保険制度ではないものの、障害者の生活課題をサポートするに際して、区分で分けること自体に無理があり、実態にそぐわないという指摘が、多く出ていました。当事者にとって、真に望まれる支援が、継続的におこなわれるための制度設計について、今一度考えていく必要がありそうです。

<参考> 3月1日付 毎日新聞 他

障害者福祉に関する法律案への要望書 ~障害関係7団体より厚労省と国会に要請~

前記事の自立支援法改正案と並行している話となりますが、全日本育成会を含む関係7団体より、平成24年3月5日付で標記の要望書が提出されました。

おおまかな内容を挙げておくと、総論部分では、立法 過程において施行時期(平成25年8月まで)に間に合 わせるため、自立支援法の時と同様に、拙速な議論にな りすぎていないかという点や、骨格提言の内容における 新法の課題点が挙がっています。また市町村行政での対 応については、来年度からの自立支援法および児童福祉 法の改正、障害者虐待防止法の施行など準備と制度運用 に追われることが予想されるため、市町村現場の実態を 把握することが重要としています。

各論的な部分では、自立支援法との関係については、 改正自立支援法をベースにして、拙速な議論にせずに、 円滑な新法の実施をおこなうための経過措置期間を設け ること等、適切な対処することなどが挙げられています。 また、配慮が求められる施策として、障害程度区分の見 直しや、関係予算を確保し、支援体制を充実させること。 そして法制化に向けての適切な配慮という形で触れられています。

冒頭のとおり、新法の制定が見送られる状況が高まるなかで、当事者のニーズに合った制度設計に向けて、適切な形で進められることが望まれます。

大阪市知的障害者育成会 平成23年度 職員研修会を開催しました

去る2月17日(金)、東成区民センター小ホールにて、 平成23年度の職員研修会を開催しました。今回は講師 として、四天王寺大学大学院の慎 英弘(しん よんほん) 先生に「自立支援とは何か」~共に生きる社会を目指し て~というテーマでお話しいただきました。

自立支援を考える前提として、そもそも「自立」という言葉の定義が曖昧なまま使用しているがゆえに「自立支援」の中身も曖昧になっている。そこで、自立の種類と概念をを明らかにするために、その構成要素について徹底的に考えています。ここでは深くは述べませんが、ごくさわりの部分に触れておくと、「自立」の基礎をなしているのは「自己決定」である。その「自己決定」を構成している要素としては、以下に挙げるように、

「自己決定力」・・何かを決めるために自分で判断する力 「自己決定行為」・・決めた瞬間の決断行為そのもの 「自己決定表現」・・自己決定したことを表明すること があり、これらが揃って「自己決定」が成立する。

自己決定の支援というのは、「自己決定力」への支援、すなわち判断するために必要な情報提供などをおこなうことと、「自己決定表現」への支援、「決めた!」ということを表明できるようにする支援の2点である。その支援により、決めたという行為を本人が行うこととなる・・。など、その後も同じような形で、一つ一つの内容について丁寧に分析していきます。 <次頁へ>